

# 焼津市工場立地に関する準則を定める条例の改正のお知らせ

焼津市工場立地に関する準則を定める条例を改正し、令和8年4月1日より緑地率等を緩和します

【現 行】

区域	現行基準
	環境施設(うち緑地)
第1種(住居・商業)	30%(25%)
第2種(準工業)	20%(15%)
第3種(工業・工専)	15%(10%)
第4種(市街化調整区域内の一部地区)	20%(15%)※



【改 正】

区域	改正後	緩和率
	環境施設(うち緑地)	改正後－改正前
第2種(準工業)	15%(10%)	-5%
第3種(工業・工専)	15%(10%)	変更なし
第4種(市街化調整区域)	15%(10%)※	-5~10%

※市街化調整区域は一部地区のみ環境施設20%(緑地15%)  
その他の市街化調整区域は国準則の環境施設25%(緑地20%)が適用

※市街化調整区域の全域を第4種区域に指定し、緩和を実施  
※第1種区域を区域指定から解除。国準則の環境施設25%(緑地20%)が適用

## 改正内容

- ① 市街化調整区域を最大10%緩和します。(環境施設15%(うち緑地10%)へ)
- ② 準工業地域を5%緩和します。(環境施設15%(うち緑地10%)へ)
- ③ 住居系地域、商業系地域を5%緩和します。(環境施設25%(うち緑地20%)へ)